

議事録

審議会等名	令和5年度第1回つくばみらい市景観審議会
開催日時	令和6年2月5日(月曜日) 午前10時00分から午前11時15分
開催場所	みらい平市民センター 4階会議室1・2
出席者	出席委員 小菅 新一会長、沼尻 正芳委員、宇津木 修一委員、 江尻 正員委員、大貫 真樹子委員、松田 祐光委員 欠席委員 松本 譲二委員 景観アドバイザー 齊藤 保弘氏、野中 勝利氏、山本 早里氏 事務局 都市建設部 飯泉部長 都市計画課 成嶋課長、藤倉課長補佐、吉田係長、 高野主事、小松主事
議題	報告案件 (1) 令和5年度における景観事案報告について ・景観届出報告 ・アドバイザー助言に係る事例紹介 (2) 令和5年度における市内屋外広告物状況、違反広告物対応等の報告について
議事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 午前10時 成嶋課長 ・会長あいさつ ・報告案件 (1) 令和5年度における景観事案報告について <ul style="list-style-type: none"> ・景観届出報告 ・アドバイザー助言に係る事例紹介 —事務局説明— <質疑応答> 委員：マンションや共同住宅の事業者は、信頼できる会社なのではないでしょうか。事業者によっては、色々言いながらも実際の対応が違うということもありうるので心配しています。両社ともに実績のある会社なのではないでしょうか。 事務局：マンションの事業者は、都内のハウスメーカーが事業者となっており、関東近郊でも本件と同様にマンション開発を手掛けております。また、共同住宅の事業については当市の事業となっており、事業者の選定についても実績のある事業者に依頼しております。 委員：共同住宅事業の件で桜の木の話がありましたが、既存の桜

の木の品種はソメイヨシノでしょうか。また、新たに苗木を植える計画があるとのことですが、そちらもソメイヨシノを予定しているのでしょうか。

事務局：桜の品種まではこちらで把握していないため、共同住宅の担当部署と事業者を確認させていただきます。

委員：ソメイヨシノは樹齢が短い傾向にあります。ソメイヨシノに比べ、ヤマザクラは樹齢が長い傾向にありますので樹齢の観点からヤマザクラもご検討いただければと思います。

委員：ご説明いただいた2件については、資料6ページ目にある建築物の新築7件のうちに含まれるのでしょうか。

事務局：建築物の新築7件に含まれます。

委員：その他5件については問題なかったということでしょうか。

事務局：問題ございませんでした。今年度は、建築物の新築7件のうち2件がアドバイザー案件に該当したため、報告させていただきました。

(2) 令和5年度における市内屋外広告物状況、違反広告物対応等の報告について

—事務局説明—

<質疑応答>

アドバイザー：今回の是正指導件数は15件となっており、報告のとおり15件のうち3件は事業者から対応をいただけたとのことでした。この15件に対して事業者からどのくらい対応があり、逆に対応いただけなかったのは何件くらいあったのでしょうか。また、口頭と文書による指導を実施したとのことでしたが、どちらのほうの方がより効果的だったのでしょうか。

事務局：市内のパトロールをしてみると、違反広告物に該当するものがかなり多いというのが現状です。なかでも、道路沿い

に設置されている野立広告が違反に該当するケースが多いという印象を受けております。事業者に対して指導はしているものの、事業者からの回答としては「広告主との契約の関係から即座に撤去というのが難しい状況である。」と伺っております。当市としましては、できる限り早急に撤去するように指導をしているところでございます。ご質問にありました是正指導の内訳につきましては、詳細を確認した上で後日回答させていただきます。

委員：違反広告に対する罰則や罰金という具体的な制裁はないのでしょうか。

事務局：違反広告物の設置事業者に対しては、茨城県の違反広告物等是正指導事務処理要領というマニュアルのようなものがあり、そちらに基づいて指導をしております。具体的には、要項に沿ってまずは指導・勧告を実施いたします。それでも事業者が従わない場合、最終的には行政代執行による除却ができるようになっておりますが、そういうことになる前に事業者にはきちんと指導し、撤去なり適切な場所への移設、あるいは申請をいただくように指導をしていくような形となっております。

委員：そのような形であると違反した方が得になりますね。言葉は変ですけど、違反して10日程度、あるいは1か月程度放置されている実態があるとすればいくらかでも違反できてしまうのではないのでしょうか。例えば、1か月後にあるイベントのポスターを勝手に貼ったままにしておくなど誰でも簡単に違反できてしまうのではないのでしょうか。もう少し何かしらの対策があってもよいのではないのでしょうか。そうした対策を講ずる必要があると感じましたので、ご検討いただければと思います。

事務局：検討させていただきます。

委員：資料には屋外広告物の要件に関する記載がないため、何が違法にあたり、何がいけないのかというところはすぐにはわかりませんが、市内では駅周辺をはじめ、福岡工業団地の団地群を中心に開発が進んでいます。みどりの駅から福岡に抜けるエリアも改築が始まってきており、大型の倉庫に

変わってきています。多分5～6年で街並みが変わってくると思います。このように今後大きく変わろうとしているところに設置される看板に対する規定というのは何か考えているのでしょうか。

事務局：屋外広告物を表示できる地域、もしくは表示できない禁止地域と呼ばれるものについては茨城県の条例上の取り決めがございます。例えば、小絹地区の国道294号線沿いの市街地等については、一部緩和されている地域もございますので、屋外広告物を設置できる場所も多いです。一方、市街化調整区域の田園風景が広がるエリアについては、景観の問題もありますので、道路からの距離等を厳しく制限している部分もございます。このように、市街地については規制を緩和し、市街化調整区域のように自然があるような地域については制限を厳しくするということが県の条例上取り決められております。当市といたしましても、景観上の悪い影響が出ないように定期的にパトロール等を行いながら景観を守っていきたいというように考えております。

委員：そうすると、つくばみらい市として「市内の町並みをこういう風に考えている」というようなことは今のところないということでしょうか。

事務局：屋外広告物については、茨城県の条例に沿って地域を見ているため、当市が独自で禁止地域を設定しているといったことはございません。しかし、当市においては景観ガイドラインというものがございまして、こちらでは県条例に基づかない屋外広告物に対する規制というものを設けております。例えば、景観形成重点地区においては、野立広告の規定を制限しています。また、茨城県の条例上はネオンサインや映像表示看板については制限がありませんが、当市としては景観を害するという理由で、点滅式の照明装置等は景観計画を理由にお断りしている状況です。このように、県の条例以外に景観計画の部分から規制を加えているというのが現状となっております。

事務局：皆様ご意見ありがとうございました。以上をもちまして、議題に関する質疑応答を終了いたします。

	<ul style="list-style-type: none">・ 景観アドバイザーによる講話 (筑波大学芸術系 系長 都市デザイン研究室 教授 野中 勝利 氏)・ 閉会 午前 11 時 15 分
そ の 他	傍聴者 1 名